

諮 問 第 5 9 7 号  
環 水 大 管 発 第 230914号  
令 和 5 年 9 月 14日

中央環境審議会会長  
高村 ゆかり 殿

環境大臣 伊藤 信太郎  
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- (1) 別紙1の農薬に関し、昭和46年3月農林省告示第346号（農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- (2) 別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

アンモニウム = [(3*R S*) - 3 - アミノ - 3 - カルボキシプロピル] メチル  
ホスフィナート (別名グルホシネート)

ナトリウム = [(3*S*) - 3 - アミノ - 3 - カルボキシプロピル] メチルホス  
フィナート (別名グルホシネートPナトリウム塩)

*r a c* - (1*R*, 2*S*, 4*S*) - 1 - メチル - 2 - [(2 - メチルフェニル)  
メトキシ] - 4 - (プロパン - 2 - イル) - 7 - オキサビシクロ [2. 2. 1]  
ヘプタン (別名シンメチリン)

(別紙2)

1 - (5 - *tert*-ブチル-1, 3, 4-チアジアゾール-2-イル) -1, 3-ジメチル尿素 (別名テブチウロン)

(*RS*) - *N*, *N*-ジエチル-2-(1-ナフチルオキシ) プロピオンアミド  
(別名ナプロパミド)

4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸イソプロピルアンモニウム (MC PA イソ  
プロピルアミン塩)

4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸エチル (別名MC PA エチル)

4-クロロ-*o*-トリルオキシ酢酸ナトリウム (別名MC PA ナトリウム塩)

中環審第1281号  
令和5年9月19日

中央環境審議会  
水環境・土壌農薬部会  
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会  
会長 高村 ゆかり  
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき  
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和5年9月14日付け諮問第597号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。